

索引(法定開示項目別)

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)の規定に基づく開示項目

	頁
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	29
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	28
(3) 会計監査人の氏名又は名称	29
(4) 事務所の名称及び所在地	58~59
(5) 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項	59
①当該労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名	
②当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称	
2. 金庫の主要な事業の内容	20~27
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	10~11
(2) 主要な事業の状況を示す指標	11
イ. 経常収益 ロ. 経常利益 ハ. 当期純利益	
ニ. 出資総額及び出資総口数 ホ. 純資産額	
ヘ. 総資産額 ト. 預金積金残高 チ. 貸出金残高	
リ. 有価証券残高 ス. 単体自己資本比率	
ル. 出資に対する配当金 ヲ. 職員数	
(3) 事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	53
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	
ロ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	
ハ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	
ニ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	
ホ. 受取利息及び支払利息の増減	
ヘ. 総資産経常利益率	
ト. 総資産当期純利益率	
②預金に関する指標	56
イ. 預金の種類別内訳(平均残高)	
ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	
③貸出金等に関する指標	54
イ. 貸出金の科目別内訳(平均残高)	
ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	
ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)	
ニ. 貸出金の使途別内訳(期末残高)	
ホ. 貸出金の業種別内訳(期末残高・同構成比)	
ヘ. 預貸率(期末値・期中平均値)	
④有価証券に関する指標	56
イ. 商品有価証券の種類別内訳(平均残高)	
ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高	
ハ. 有価証券の種類別内訳(平均残高)	
ニ. 預証率(期末値・期中平均値)	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	37~39
(2) 法令遵守の体制	32~33
(3) 地域の活性化のための取組の状況(地域と協働した社会貢献活動)	12~19
(4) 銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	36

5. 財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	40~43
(2) 損益計算書	44
(3) 剰余金処分計算書	44
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	55
①破綻先債権	
②延滞債権	
③3カ月以上延滞債権	
④貸出条件緩和債権	
⑤合計額	
(5) 自己資本の充実の状況	45~53
自己資本の構成に関する開示事項	46~47
<定性的開示事項>	
①自己資本調達手段の概要	47
②金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	49
③信用リスクに関する事項	51
④信用リスク削減手法に関する事項	51
⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	53
⑥証券化エクスポージャーに関する事項	51
⑦オペレーショナル・リスクに関する事項	53
⑧出資等エクスポージャーに関する事項	51
⑨金利リスクに関する事項	52
<定量的開示事項>	
①自己資本の充実度に関する事項	48
②信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)	49~50
③信用リスク削減手法に関する事項	51
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	53
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	51
⑥出資等エクスポージャーに関する事項	51
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	51
⑧金利リスクに関する事項	52
(6) 有価証券	57
(7) 金銭の信託	57
(8) 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等)	57
(9) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	50
(10) 貸出金償却の額	50
(11) 金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	44

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55
2. 危険債権	55
3. 要管理債権	55
4. 正常債権	55

金額および諸利回り・諸比率の表示方法のご案内

本誌では金額、諸利回り、諸比率を次の方法により表示しています。

1. 各表に表示した金額単位未満の端数は切り捨てて表示しています。また、諸利回り・諸比率は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを表示しています。
2. 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて表示しています。したがって、表上の内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
3. 期中増減額、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸利回り、諸比率については、報告数値をそのまま表示しています。

(注)「法定開示項目別」とは、次の法律に基づいて開示している項目です。

○労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目 ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」